

第三者評価結果

事業所名：青葉保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画は、児童憲章や児童の権利に関する条約、保育所保育指針などの趣旨を踏まえ作成しています。また、全体的な計画には園の理念や保育方針、保育目標を記載し、書式に工夫を凝らし、わかりやすく作成されています。全体的な計画の作成にあたっては、園長と主任が中心となって職員の意見などを集約しながら作成しています。そして、園全体として、園の保育の特色や地域の特性、子どもの発達過程などについて、職員間で意見交換を行いながら、園としての全体的な計画を完成させています。「子ども主体の遊びの流れや夢の広がりを大切に広々としたオープンスペースの中で子どもたちの育ちと生活を守る」を園の保育方針としています。職員は年度末の職員会議で行われる、年間の振り返りを通して全体的な計画の評価を行い、次年度の作成に生かしています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント> 各保育室は採光が良く、温湿度は適切に管理され、園内は清潔を保っています。換気は常時行うとともに、オゾン空気清浄機を閉園後に使用し、園内の除菌、消毒をして衛生管理に配慮しています。ホールと保育室は床暖房になっており、子どもたちにとって快適な環境になるようにしています。一日2回室温湿度確認書と引き継ぎ簿に記載し、適切な状態を保持できるようにしています。各クラスでは子どもの発達に合わせ、安全な環境設定をしています。クッションマットやパーティションを用いて、コーナーを設置し、子どもがくつろげるスペースを工夫しています。職員は活動内容に合った声の大きさと、子どもたちに話をするよう心がけています。図書コーナー等の気持ちが安らぐ空間が作られており、職員は、子どもとゆっくり向き合い、子どもが気持ちを落ち着かせるよう対応しています。掃除は手順書に沿って行い、清潔な空間を維持しています。手洗い場やトイレも明るく清潔な状態が保たれています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント> 園では入園時の面談で把握した児童票、生活状況調査票、健康記録台帳は個人別のファイルにまとめ、子ども一人ひとりを把握できるように努めています。そして子ども一人ひとりの個性を大切に、個人差を十分に把握して、日々対応しています。食事や午睡対応などは個別対応しています。乳児は、応答的なかわりや表情などから気持ちをくみ取っています。保育士は子どもとの信頼関係を築いていくことで、自分の気持ちや自分らしさを表現できるようにしています。職員勤務心得の中で、子どもにわかりやすい言葉で穏やかに話すことや子どもの欲求を受け止めながら、気持ちに寄り添うこと、せかす言葉や制止させる言葉などを不必要に使用しない等明記しています。活動や遊びの場面の中で、子どもの気持ちに寄り添うことが大切とし、やりたくない気持ちも尊重して声掛けをしています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント> 園では入園時に児童票や生活状況調査票、健康記録台帳を保護者に記入してもらい、家庭での子どもの様子を把握して、子どもの姿について保護者と共有し、子どもの発達に合わせた食事、睡眠、排泄、身支度などの援助を行っています。子どもが日々の生活の中で、楽しく生活習慣を身につけられる工夫として、手洗い場にポスターを貼り、手洗い・うがい時に見ながら行えるようにしています。手洗い・うがいの方法やその理由等も知らせ、保育士といっしょに実際に手を洗いながら、視覚的、実践的に手洗いの大切さを伝えています。絵本から用いた「もったいないばあさん」など啓発活動の取り組みをしています。日常の着替え、片付けなどでは、子どもが自分でしてみようという気持ちを大切にしています。保育士は、子どもができた時には誉め言葉をかけ、子どもが興味、関心を持てるように工夫しています。うがいの大切さや虫歯の話をパネルシアターや絵本などで楽しみながら、生活習慣の大切さが伝わるようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント> 園は日々の活動の中で子どもの自主性や主体性を重要視しており、日々の活動は子ども主体になるよう子どもの思いや意見を引き出し、反映しています。クラス内でさまざまな素材や楽器を用意したコーナー設定を行い、子どもが自由に活動を選び、楽しめるように工夫しています。ダンスやリズムで子どもの興味に合わせた曲をかけて、自由に表現できるようにしています。散歩では交通ルールを学び、公園では公共の場での遊び方を学んでいます。隣接の公園には良く出かけ、子どもがのびのびと体を動かすことができます。図鑑を用意し、昆虫の飼育や草花の栽培で観察をしています。隣接のバラ園の世話をしているボランティアの人とは、散歩では日常的に接しています。さらに小学校との交流などを計画し、地域の人と触れ合う中で、さまざまな体験ができるようにしています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 送迎時のやりとりや連絡帳を通して、家庭での様子や体調を保護者と共有しています。一人ひとりの健康状態や家庭で過ごす時間も含めた1日を見通した保育を意識し、安定して過ごせるよう努めています。睡眠の保障や授乳、食事時間にも配慮しています。一人ひとりの欲求や要求に応答的なかわりを行い、子どもが安心感や心地よさを感じられるよう、かかわっています。発達に応じて室内環境を見直し、おもちゃや絵本は自分たちで取り出しやすく、自由に遊べる環境になっています。特定の保育士とのかかわりを主とし、少人数でゆったりと過ごせる時間や環境を作っています。スキンシップをとりながら、喜怒哀楽の感情を子どもの表情や発声、喃語、仕草等から読み取り、思いを代弁し、欲求や気持ちを受け止めて安心して過ごせるようにしています。活動に応じて1歳児と過ごすことで、生活や遊びの興味が広がるようにしています。離乳食やミルクの状況等は、子どもの様子を踏まえ、保護者と確認し合いながら進め、写真付きで活動の内容を掲示しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 3歳未満児は、個別の計画を立てて保育を行っています。自我の育ち、自己主張を受け止め、一人ひとりに合わせたかわりをしていきます。園庭では、ありやてんとうむしを見つけたり、探索活動を通して子どもの興味を広げたりしています。子どもが挑戦しようとしていることに危険が伴わない限り見守り、子どもの発見や感じたことを大切にしています。お店屋さんごっこでは、役になりきって楽しんでいきます。保育士は一人遊びを大事にしながら、友達とのかかわりを仲立ちしています。おもちゃなどの貸し借りができるように保育士が声かけをしたり、子どもの気持ちを代弁したりしています。園庭遊びでは幼児クラスとの交流があり、異年齢のかかわりを楽しみ、優しくしてもらい喜びや心地良さを感じることができています。栄養士による食育活動やバラ園の世話をするボランティアとの交流もあります。保護者とは、送迎時の会話や連絡帳、面談等を通して子どもの様子を共有し、トイレトレーニングについて等、保護者の意向を確認しながら進めています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 3歳児は、当番活動が始まります。すごろくなどルールのある遊びを友だちといっしょに楽しみ、集団活動の中で保育士を介しながら、遊びが広がるようにしています。4歳児については、園庭で見つけた「あげはちょう」の幼虫を観察したり、発表会ごっこでは、気の合う友達といっしょにできるように、活動の日程や環境構成に配慮し、集団の中で自分の力を発揮できるようにしたりしています。5歳児については、クラス活動の場で友だちと話し合いながら活動に取り組めるようにしています。また、お化け屋敷ごっこやおみこし作り等、行事に向けた取り組みの中では、友だちの良さに目を向け認め合い、一人ひとりが力を発揮できるようにしています。毎日のお知らせボードや活動時の写真掲示、クラスだよりや園だよりの配付、懇談会等で、保護者に子どもの育ちや取り組んできた活動をより知ってもらえるようにしています。また、園児の就学先には、一人ひとりの育ちや取り組み等を保育所児童保育要録に記録し、引き継いでいます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園舎内にはスロープで段差無く入ることができ、園内は階段の手すり、多目的トイレの設置をし、バリアフリー構造になっています。配慮の必要な子どもについては、個別指導計画を作成し、計画に基づいて保護者と面談し、課題について共有しています。また、個別の指導計画で立案したねらいをクラスの月間指導計画や個別配慮に反映させています。クラスでは、友だちの良いところ、好きなところを発信する機会を作り、お互いを認め合う気持ちが芽生えるような援助をしています。職員は障がいに関する研修等を受講し、障がいのある子どもの理解やかかわり方を学び、園内研修を実施しています。地域療育センターあおばなど、専門機関の助言を受けて保育に取り入れ、職員会議などで情報共有し、子どもとその保護者の気持ちに配慮した対応を心がけています。保護者には懇談会で、園として障がいのある子どもの受け入れについて説明したり、地域療育センターあおばのパンフレットを置いたりして情報を伝えています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 園では、子ども一人ひとりの在園時間を考慮しながら、各クラスの指導計画を作成しており、長時間にわたる保育についての配慮事項を記載しています。朝夕の延長保育の時間帯では、異年齢でゆったり過ごせるように環境設定をしています。十分なおもちゃを自由に取れるようにしたり、職員が絵本の読み聞かせをしたり、子どもがさみしさを感ぜないよう配慮しています。疲れが見える子どもには、マットを用いて横になれるスペースを作るなど工夫しています。また、職員が一对一で対応したり、スキンシップを多くとったりして、家庭的な雰囲気の中でおだやかに過ごせるよう配慮しています。18:30には、おにぎりなどのおやつや補食を提供しており、お迎え時間が急に遅くなる場合にも、おやつを提供できるようにしています。子どもの様子については、引き継ぎ簿に記載するとともに、口頭でも伝え合い、お迎え時に保護者に伝え漏れが無いようにしています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>5歳児クラスでは、「アプローチカリキュラム」を作成しており、就学に向けた活動内容を設定して保育にあたっています。小学校の訪問や他園の5歳児とのオンライン交流を行っています。言葉や数字のワークを取り入れたり、鍵盤ハーモニカの演奏に取り組み、2月の演奏会で発表したりする予定です。子どもたちが卒園と入学を意識しながら、生活を送れるようにしています。保護者に対しては、就学に向け、小学校との交流で得た情報を提供したり、個別面談を実施したりするなどして、保護者の安心につなげています。職員は、幼保小の接続期研修などで、他園の職員や小学校の教員と連携を図っており、就学先の教員とは、面談や電話などで情報交換を行うなどしています。保育所児童保育要録は、担任保育士が作成し、園長が最終確認を行って就学先の小学校に提出しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(3)-① 【A12】 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>子どもの健康管理については、法人統一の子どもの「健康管理マニュアル」と個人の健康台帳、既往歴ファイルに記録をしています。入園のしおりには、健康管理、感染症について記載し、保護者に周知しています。登園時には視診を行い、子どもの健康状態やけがの有無などを保護者に確認します。降園時には保護者に園での子どもの様子を伝えています。事故発生報告書、電話ノート、引き継ぎ簿に記載し、保護者に伝達をし、けがに関しては再発防止策を考え、職員間で周知しています。子どもの保健に関する計画は、「年間保健計画」を作成しています。子どもの既往症や予防接種の状況などは、入園時面談や保護者との連絡ノートで把握します。保護者には入園説明会でSIDS（乳幼児突然死症候群）について情報を提供したり、SIDSに関するポスターを掲示板に貼ったりして注意喚起を行っています。職員に対しては、職員会議等でSIDSに関する研修を行い周知しています。0、1歳児は5分おきに、2歳児は10分おきに呼吸や顔色などを確認し、記録しています。</p>	
<p>A-1-(3)-② 【A13】 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>健康診断は、園の嘱託医による内科健診と歯科健診をそれぞれ年2回、全クラスで実施しているほか、身体測定として身長、体重、3歳児の視聴覚検査（年1回）、3～5歳児の尿検査（年1回）を実施しています。診断結果は、歯科健康審査表など所定の用紙に記録して、個別の児童健康台帳にファイリングし、職員間で共有しています。保護者へは、書面や口頭で健診結果を伝え、必要に応じて医師と連携して対応しています。「野の花だより（園便り）」の中で園での健康管理に関する活動内容を保護者に伝えているほか、感染症の予防策などを記載しています。健診前に保護者から医師への質問を受け付けて、医師からのアドバイスや回答を保護者にフィードバックしています。嘱託医とは、日ごろから電話での相談や情報交換を行って連携を図っています。園では職員が紙芝居やペープサートを用いて、歯磨きの大切さを子どもが楽しみながら学べるよう工夫しています。</p>	
<p>A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>アレルギーのある子どもに対する対応は、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」と法人が作成しているアレルギー対応マニュアルを基に、適切に対応しています。アレルギー疾患がある場合には、かかりつけ医による生活管理指導票に基づいて、子どもの状況に応じた適切な対応を実施し、園での対応方法や配慮事項などについて保護者に説明し、毎月、アレルギー対応専用の献立表を作成して、保護者に除去食などを確認してもらっています。食事の提供については、除去ボードに沿ってトレイの色を変え、名札を用いて、栄養士と保育士が声出し確認を行いながら、ダブルチェックを徹底し、誤食防止に努めています。慢性疾患などの場合にも、主治医の意見書などを提出してもらい、適切に対応しています。アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもへの対応については、入園のしおりに記載して入園時に説明しています。職員は、園内研修や職員会議でアレルギー疾患のある子どもへの対応方法について学び合っています。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(4)-① 【A15】 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント></p>	
<p>「食育指導年間計画」には、毎月のお楽しみランチやクッキングや野菜の栽培のほか、日本の郷土料理や食文化、食と健康の大切さ、食事マナーなど、さまざまな食育活動を取り入れています。また、保育の計画に位置付け、子どもたちが食に関する知識や関心を深められるようにしています。給食室はガラス張り保育室からよく見えるような造りです。誕生会の時などは、ランチョンマットを用いて、華やかに食事を楽しめる雰囲気づくりをしています。保育士は、子どもの個人差や食欲などに応じて、食べる量を調整しており、子どもが完食できた喜びを味わえるようにしています。また、苦手な食材も少しずつ食べ進められるよう、優しく声かけを行いながら見守っています。食器は安全性の高い高強度陶磁器を使用し、食具は年齢や発達に応じて大きさや重さを調整しています。野の花だより（園便り）やクラス便りに、野菜栽培や食育について掲載しています。いちごや夏野菜のきゅうり、トマトなど、多くの野菜栽培にチャレンジしています。毎月献立表と給食便り、離乳食便りを発行し、栄養の話や食材の話に記載しています。</p>	

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 食事は子どもの状態に適した大きさや柔らかさに調整するなど、個別の対応をしています。栄養士が旬の食材を利用し、季節感のある献立を考えています。毎月「お楽しみランチ」があり、4月は「さくらランチ」、5月は「こいのぼりランチ」等を提供しています。季節や七夕・お月見等、行事にちなんだ献立を取り入れて、盛り付けや彩りなど見た目にも楽しく、子どもが食に対して興味を持てるように工夫しています。栄養士や調理員が定期的に巡回を行い、食事の様子を見て食事の好みを把握しています。栄養士や調理員が子どもの食事の姿を見たり、子どもが調理室の様子を見たりすることができ、食への関心につながっています。調理員は食品衛生責任者を担い、大量調理マニュアル・調理業務作業基準をもとに、適切に行われています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 0、1歳児クラスでは、個別の連絡帳を用いて、日々の子どもの様子を保護者に伝えており、2～5歳児クラスでは、日々の活動の様子はクラスごとのボードで知らせています。また、保護者懇談会や「野の花だより（園便り）」、クラス便りを通じて、保育内容のねらいや行事の目的などを保護者にわかりやすく伝えていきます。保護者会でも、園の保育の方向性について、園長が説明しています。保育参観や保育参加では、製作やゲームなどを子どもたちといっしょに楽しみながら、園での生活を知ってもらう良い機会となっています。新型コロナウイルス感染予防のため、保護者の行事参加などに制限がある状況ですが、今年度は懇談会で行事のビデオで成長の様子を保護者と共有しています。運動会や小さなおしゃべりの会等、徐々に保護者との連携を再開して大切にしながら、取り組みを実施しています。保護者との情報共有については、経過記録などで記録に残しています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 園長は保護者との日々のコミュニケーションに率先して努めています。日ごろから相談しやすい雰囲気づくりを行い、保護者の気持ちに寄り添って対応することを心がけ、信頼関係を築けるよう取り組んでいます。個別に相談を受け付ける際は、必要に応じて部屋を用意し、保護者の都合に合わせて日時を設定して対応しています。内容によっては、栄養士が同席することもあります。送迎時や連絡帳を通じて、保護者の悩みごとや困っていることなどを把握し、声かけを行ったり、保護者の思いを傾聴したりするなどしています。保育士は、相談援助に関する研修に参加して学んでいるほか、相談を受け付けた職員に園長や主任がアドバイスを行うなど、保護者に対する適切な対応を行えるようにしています。受け付けた相談内容は、所定の用紙（面談記録）に記録し、ファイリングして、継続的に支援を実施できるようにしています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> 虐待の早期発見のために、視診や触診に力を入れています。朝の受け入れ時や衣服の着脱時などに子どもの体の様子や表情などをチェックしています。子どもと保護者の様子が気になったり、あざや傷などを発見したりした場合は、主任や園長に速やかに相談し、対応しています。また、虐待の疑いが生じた場合には記録を作成し、職員間で協議し、必要に応じて園長から青葉区子ども家庭支援課に伝え、連携して対応しています。保護者に仕事や子育てで疲れた様子が見えた時には、温かく声をかけるよう努めています。虐待対応マニュアルに、虐待の定義や早期発見のポイント、通報先などを明記し、適切な対応を行えるよう、職員会議や園内研修でマニュアルの内容を確認しています。虐待については、予防及び早期発見が重要と考え、「横浜市虐待防止ハンドブック」なども使用し、園内研修を適宜実施し、職員間で知識向上に努めています。マニュアルには基本的な虐待の種類、虐待予防チェックシート、虐待発見の手がかり（子どもの様子、保護者の様子）、発見後のフローチャートなど、詳細な手順やポイントを示しています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント> 年間指導計画や月間指導計画、週案、個別の指導計画の振り返りについては、日々の保育日誌などを基に、クラス会議の話し合いなども含めて自己評価を行っています。保育実践に対する評価にあたっては、保育理念、子どもの発達援助など5分野、60項目を4段階で評価しています。子ども一人ひとりの心の育ちや活動に取り組む姿に配慮しており、その姿をしっかりと受け止めながら、子ども主体の保育を行うことができたかなどを評価しています。保育士の自己評価は職員会議で話し合い、園全体で共有して、より質の高い保育を実践するために大切にすべきことなどを確認しています。年に1回実施して、職員一人ひとりが課題を明確にして、園の目ざす保育の実現に向けて取り組み、園としての自己評価につなげています。	